

御所市規則第12号

御所市火葬場の設置及び使用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月23日

御所市長 東川 裕



御所市火葬場の設置及び使用条例施行規則の一部を改正する規則
御所市火葬場の設置及び使用条例施行規則（平成17年御所市規則第6号）の一部を
次のように改正する。

第7条第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 死亡者が死亡当時、入院、療養、就学、勤務等のため一時的に転出していた場
合 当該死亡者を死亡時に御所市民であった者とみなした時の使用料との差額
附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行し、同日以後の死亡者について適用する。